

議案第五七号

三朝町税条例の一部を改正する条例について

三朝町税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする

昭和三十一年五月十一日提出

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和三十一年五月十一日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



(別紙)

三朝昭統條例の一部を改正する條例(案)

三朝昭統條例(昭和三十三年三朝昭統條例第一号)の一部を次のように

改正する。

第四百四十六條中

「所得割

百分の二五

ニ資産割

百分の七〇

ニ被保険者均等割

被保険者一人について

四百円

四世帯別平等割

一世帯について

七百五十円

」所得割

百分の二〇

ニ資産割

百分の四〇

ニ被保険者均等割

被保険者一人について

四百円

四世帯別平等割

一世帯について

八百円

附則

人 この條例は公布の日より施行し、昭和三十八年度から適用する

に改める。